

川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）
計画段階環境配慮書に係る手続について

項目	内容
事業名称等	川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮） 事業実施想定区域：川崎市川崎区扇町5-1 事業者の名称：株式会社レゾナック
事業の種類	環境影響評価法に規定する第一種事業 出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更の工事
配慮書の送付	〔環境影響評価法第3条の7第1項〕 第一種事業を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。 〔主務省令*第14条第1項〕 配慮書について関係地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に配慮書を添えて送付し、期間を定めて行う。 送付日：令和6年7月4日（木）
神奈川県知事からの意見照会	〔神奈川県環境影響評価条例第25条の2第1項〕 知事は、法第3条の7第1項の規定により意見を求められたときは、環境保全上の見地からの意見を聴く必要があると認める市町村長に対し、期限を付して、配慮書についての意見を求める。 意見照会日：令和6年7月5日（金）
配慮書の公告	〔主務省令*第13条第1項〕 配慮書について一般の意見を求めるときは、配慮書を作成した旨等を公告し、縦覧に供する。 〔横浜市環境影響評価条例第57条の2第1項〕 市長は、配慮書の送付を受けたときは、その旨を公告する。 公告日：令和6年7月5日（金）
配慮書の縦覧等	〔主務省令*第13条第1項及び第3項〕 縦覧期間：令和6年7月5日（金）～同8月5日（月） 縦覧場所：横浜市環境影響評価課、 鶴見区、神奈川区、西区、中区及び港北区の各区役所区政推進課 このほか、ホームページでの配慮書公表（横浜市みどり環境局）や関係区に所在する市立図書館で閲覧を実施。
審査会への意見聴取	〔横浜市環境影響評価条例第57条の2第2項〕 市長は、配慮書について意見を述べるときは、審査会に対し意見を聴く。 意見聴取依頼：令和6年7月11日（木）
市長意見の提出	〔主務省令*第14条第1項〕 事業者への提出期限：令和6年9月4日（水） 〔神奈川県環境影響評価条例第25条の2第1項〕 神奈川県知事への提出期限：令和6年8月28日（水）
市長意見の公告	〔横浜市環境影響評価条例第57条の2第3項〕 市長は、意見を述べたときは、その旨を公告する。

※発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）